

山梨大学教育学部附属中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月4日改定

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該生徒等と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）である。

いじめは、どの生徒にも、どの学校・学級にも起こり得る問題であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る性質を有する。いじめは、いじめを受けた指導の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、生命身体に重大な危険を生じさせる恐れがある極めて危険な行為である。

このような基本的認識に立ち、全校生徒が「いじめのない、明るく楽しく安心・安全な学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のため、以下の5点を指導の重点とする。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒の自己有用感を高めるだけでなく、他者への思いやりと社会性を育む教育を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、効果的な措置を講じる。
- (4) いじめを発見したら、当該生徒の安全を保障するとともに、組織的に対応し、早期解決に努める。必要に応じて学校外部の専門家等と協働する。
- (5) 学校と家庭が協働して事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止の取組

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起らない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育み、積極的に学習や行事に取り組む生徒主体の学校づくりを推進していくことにある。

そのために、明確な規律を設けるとともに、自己有用感や自尊感情を育むとともに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組むことが必要である。また、楽しく分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、知的好奇心を刺激して学習に対する達成感・成就感を育てることが重要である。

道徳をはじめあらゆる教育活動を通じて、自他を敬愛する心や生命を尊ぶ態度を涵養し、「いじめは絶対に許されない」という認識を醸成するよう努めなければならない。

具体的には、次のような取組を行う。

(1) わかる授業づくり

・学習規律の徹底

(2) 道徳教育の充実

・年間指導計画に基づいた計画的な道徳の授業の実施と、全教育活動をととしての道徳教育の推進

(3) 体験活動の充実や「生徒会活動」など生徒の自主的活動の支援

・少年議会「いじめ撲滅宣言」、「いじめ追放の誓い」、心を耕す朝読書、花や掲示などの環境整備

(4) 教育相談の充実

- ・保健室やスクールカウンセラーとの連携や相談できる環境の充実

(5) 保護者・地域への啓発

- ・PTA学年・学級部会等における学習会 ・学年だより, 学級だより, ホームページ等による情報提供
- ・情報モラル教育の推進

(6) 居場所づくり・絆づくり

- ・すべての生徒が安心感をもてる学級づくり ・すべての生徒が活躍できる場の準備

(7) 職員のいじめに対する研修の充実

- ・職員会議や校内研究会における職員研修

(8) 講話集会の実施

- ・人権や生き方などについて考える場の提供

全ての生徒が安心して学校生活を送り, 様々な活動に取り組むことができるように
すべての生徒がいじめを行わず, いじめを認識しながら放置することがないようにする。

3 いじめの早期発見の取組

いじめ問題は, 早期発見が早期解決につながるため, 日頃から職員が生徒との信頼関係を築き, 悩みを相談しやすい雰囲気を醸成することが重要である。また, いじめは潜在化しやすい性質を有することから, 生徒の些細な言動から問題の存在を察知する鋭敏な洞察力を高め, いじめを見逃さない資質を向上させることが, 職員に課された責務である。未然防止の取組に関し, 次のような方策を講ずるものとする。

(1) 認識の共有

「いじめはどの学年でも, どの生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち, 担任だけでなく, より多くの目で生徒の様子を見守り, 日常的な観察を丁寧に行うことにより, 生徒の小さな変化を見逃さない姿勢を保持する。

(2) 定期的なアンケートの実施 および 情報の共有

いじめの事実の把握に当たっては, 質問紙による調査等の方法により, 確実な方法を講じることとする。調査は原則として, 年3回(6月, 11月, 2月)実施するものとする。また, 学級集団の実態把握のためのQUについても, 年2回(5月, 11月)実施する。

また, 実施後は, 速やかに聞き取りを行うなどして対応する。あわせて, 職員会議等において, 全職員で情報の共有を行い, 組織的な対応のための体制づくりに努める。

なお, アンケートの設問は以下の通りとする。

- ①ばかにされて笑われたり, はやしたてられたりする。変なあだ名をつけられたり, 冷やかされたり, からかわれたりする。
- ②かげぐちを言われたり, 気にしていることを言いふらされたりする。悪口を言われたり, 悪口を落書きされたりする。脅かされたり, 一方的に責められたり, あやまらされたりする。
- ③仲間はずれにされたり, 集団で無視されたりする。あからさまにわざと避けられたり, 机を離されたりする。

- ④ふざけたふりをしてわざとぶつかってくる。軽くたたかれたり、いやがるのをおもしろがって体を触ったりする。
- ⑤痛みを強く感じたり、けがをしたりするぐらいひどくぶつかってくる。殴られたり、けられたりなどの暴力をふるわれる。
- ⑥持ち物やお金をせびられたり、たかられたり、おごらされたりする。文房具などを貸しても、借りたまま返してくれない。
- ⑦お金や物を盗まれる。教科書や靴などを隠されたり、捨てられたりする。展示してある作品などを壊されたり、いたずらされたりする。
- ⑧恥ずかしいこと、危険なこと、悪いことなどをさせられる。したくないことをさせられたり、いきたくないところへ連れて行かれたりする。カバンを持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- ⑨携帯電話、スマホ、メールなどで、嫌なことを言われたり、書かれたりする。携帯電話、スマホ、ゲーム機などを使って、無断で画像を撮影される。インターネット上に画像などの個人情報や流されたり、なりすまされたりする。

(3) 相談体制の充実

様子の異変を感じた生徒がいる場合には、生徒指導部会等において状況を共有し、事実の把握に務めるとともに、養護教諭や教育相談担当だけでなく、その他の教職員が積極的に働きかけ、当該生徒を見守る体制を整える。

4 いじめへの対処

いじめの発見もしくは通報を受けた場合は、関係生徒の担任等、特定の職員が責任を抱え込むことなく、全職員が組織的に対応するものとする。この場合、被害を受けた生徒の心身を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的な配慮の下に毅然とした指導を行うことを基本的姿勢とする。

いじめが起こった際の対応について、次のような具体的方策によるものとする。

(1) いじめの発見

いじめ問題を発見したときには、速やかに生徒指導委員会を開いて対応を協議し、的確な役割分担の下に早期解決に努める。問題が深刻な場合は、いじめ防止対策委員会を開いて、対応についての意見を求める。

(2) 対象生徒からの聞き取り

いじめられている生徒及びその他の生徒等からの聞き取り等により情報収集を綿密に行って事実を確認し、いじめられている生徒の生命及び身体の安全を最優先に、必ず守り通すことを伝えて安心感を抱かせることに努める。

(3) 加害生徒への指導

いじめている生徒に対しては、事実関係の確認の下に、毅然とした態度で指導にあたる。また、傍観者の立場にいる生徒にも、いじめに加担していると同様であることを指導し、反省を促す。

いじめている生徒の指導は、単に形式的な責任を問うたり謝罪をさせたりすることに終始してはならず、自己有用感や自他の敬愛の精神等を培うことに主眼を置いた指導を、学校・家庭が連携して行うよう努め

ることとする。

(4) 被害生徒へのケア

いじめられている生徒の精神の安定を確保するため、養護教諭や教育相談担当者等と連携しながら指導を行う。いじめが解消した後も、精神不安定等に陥らないよう注視する。

いじめられている生徒の保護者と連絡を密にし、情報を正確に伝えとともに学校の取組について説明し、理解と協力を求める。いじめている生徒の保護者とも連絡を密にし、事実行為と学校の指導方針を伝え、協力を求める。

(5) ネット上のいじめ

ネット上の不適切な書き込み等、いじめが疑われる行為、又はいじめにつながる恐れがある行為を発見した場合は、直ちにプロバイダに対して書き込みを削除するよう求める等の措置を講ずるとともに、書き込んだ生徒を特定し、必要な指導を行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

○生命・心身又は財産に重大な被害がある場合

・生徒が自殺を企図 ・身体に重大な障害 ・金品等に重大な被害 ・精神性の疾患を発症

○相当の期間(年間30日)欠席を余儀なくされている疑いがある場合

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。

○平成29年3月に文部科学省から示された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」をふまえて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始することに留意する。

(2) 重大事態の発生と対応

① 速やかに学部長に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

② 学部長と協議の上、重大事態に対処する組織(「重大事態調査委員会」)を設置する。

※この組織には、専門的知識・経験を有する者を含めるとともに、第三者の参加により公平性・中立性を確保する。

③ 上記組織において、事実関係を明確にするための調査を実施する。

※調査は、因果関係の特定ではなく、客観的事実を網羅的に把握するために行う。また、アンケートを行う際には、開示対象になり得ることを説明する。

④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

※個人情報の取り扱いには十分に配慮する。

⑤ 調査結果を、学部長をとおして学長に報告する。

⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

6 いじめ対策のための組織

(1) 日常的な教職員の会議—生徒指導部会

週1回の分掌会議（生徒指導部会）で情報交換。生徒指導部会は主幹教諭、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターで構成し、会議の結果を職員会議等で報告する。

(2) 定期的な関係者会議－いじめ対策委員会

「日常的な教職員の会議」の報告や定期的なアンケート等の分析・対応結果を検討。保護者の代表も含めた「いじめ対策委員会」を設置。校長、副校長、主幹教諭、当該学年主任・副主任、担任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで構成する。会議は6月、11月、2月に行う。学校評議委員にも指導経過と報告をする。定期的な実施の他にも対応が必要とされる場合は会議を実施する。また、状況に応じて保護者の代表を含めた会議も行う。

(3) 重大事案発生時の組織－重大事態調査委員会

「いじめ対策委員会」のメンバーを中心に、校長が必要なメンバー（学部の職員やSC、保護者代表等の第三者など）を招集する。

7 その他留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、全職員による組織的な対応が不可欠である。特に、発達障害を含む障害のある生徒や海外から帰国した生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒、東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特別な配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援や保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を行うために、組織的に対応できる体制が必要である。そのために、職員の共通理解を図るとともに、対応についての資質向上を目的とした校内研修を行うことが必要である。夏季休業中等、適切な時期に、目的を明確にした研修会を開催する。

(2) 生徒と向き合う時間の確保

職員が生徒と向き合い、生徒理解を深めることがいじめの防止には不可欠である。そのためには校務分掌を適切に行い、校務の効率化を図って、職員が生徒と向き合う時間を確保するよう努める。

(3) 家庭・地域との連携

いじめの防止には、家庭や地域の協力が欠かせない。家庭訪問、学級・学年懇談会、PTA総会等で、いじめ防止のための基本方針を説明したり、いじめ問題について意見交換を行ったりして、家庭との共通認識を持つことに努める。また地域の方に対しては、学校だよりやホームページを活用して、いじめについての情報を適切に発信して、理解と協力を得ることに努めることとする。

8 いじめ防止のための指導計画

附属中学校いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
未然防止		いじめ撲滅宣言 (いじめ追放の誓い)	いじめ防止職員研修	情報モラル講演会	道徳教育の推進								
	わかる授業づくり・居場所づくり												
	学校だより・ホームページ等による情報提供												
早期発見	家庭訪問での相談	Q U	いじめアンケート	二者懇談	三者懇談	定期的な教育相談			Q U	いじめアンケート	二者懇談	三者懇談	いじめアンケート
						日常的な観察							
	相談窓口 周知					S C ・保健室での観察・教育相談							
その他	生徒指導部会（週１回） 運営委員会・職員会議で情報交換												
	基本方針確認		いじめ対策委員会	いじめ調査分析・対応					いじめ対策委員会	いじめ調査分析・対応	いじめ対策委員会	いじめ調査分析・対応	基本方針点検・修正